

議案第19号 説明資料

幕別町附属機関設置条例の概要

1 制定趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から非常勤職員の任用について要件が厳格化されることから、本町においても既存の非常勤職員について整理を行い、一般職非常勤職員（会計年度任用職員）及び私人（委託となる職）となる職については令和元年第4回幕別町議会定例会を経て、関係条例の制定及び改正を行った。今回、残る特別職非常勤職員について整理を行い、各種委員会、審議会、協議会等に所属する委員等について検討を行った結果、私的諮問機関又は連絡調整機関として規則又は要綱で設置している機関のうち、13の機関については、その活動内容を鑑みて今後は地方自治法第138条の4第3項により法令又は条例により設置することとしている附属機関として位置付けることがより適切であることから、本条例において設置するもの。

2 幕別町における特別職非常勤職員の分類

特別職非常勤職員の区分	根拠法令	分類される特別職非常勤職員のうち主なもの	職種の数
執行機関である委員及び委員会の構成員	地方公務員法第3条第3項第1号	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員	6
執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員（地方自治法第138条の4第3項により法令又は条例に根拠が必要）※1	地方公務員法第3条第3項第2号	使用料等審議会、行政改革推進委員会、防災会議、国民健康保険運営協議会、介護保険運営等協議会 等	54（内13機関を幕別町附属機関設置条例で規定）
専門委員 ※2	地方公務員法第3条第3項第3号	公害監視員、産業医、保健医師、鳥獣被害対策実施隊員等	14
選挙執行に関する職及びその他総務省令で定める者の職	地方公務員法第3条第3項第3号の2	選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人 等	11
非常勤の消防団員、水防団員	地方公務員法第3条第3項第5号	消防団員、水防団員	2

※1 改正後の地方自治法第138条の4第3項では、附属機関について、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と規定しており、一般的には、①組織体が合議制をとり、代表者（委員長等）や議決方法が存在すること、②職員以外の外部の者が加わること、③組織体の意見として集約し、執行機関へ報告、答申等を行うこと、④市町村の内部組織（局部の分課的なものではない）であること、⑤報酬及び費用弁償をうけていること、⑥事務局が局部（課）に置かれていること、の6つの条件が揃っていることが附属機関の要件と解されているが、①、③の二点については判然としない組織もあるため、その場合には、附属機関に該当するか否かは、組織の設立目的、活動内容から個々に判断することとなる。

※2 改正後の地方公務員法第3条第3項第3号では、専門委員について、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）」と規定している。

### 3 幕別町附属機関設置条例の構成

条文	項目	内容
第1条	趣旨	附属機関については既に法令や個別の条例で設置が規定されているものを除いて本条例で設置する旨を規定。
第2条	設置	本条例で設置する附属機関は別表に規定する旨を規定。
第3条	所掌事務	本条例で設置する附属機関の所掌事務は別表に規定する旨を規定。
第4条	組織	本条例で設置する附属機関の委員の定数、組織、任期については別表に規定する旨を規定。
第5条	会長等	附属機関における会長、副会長及びこれに相当する職について規定。
第6条	委任	この条例に定めるもののほか、必要な事項は当該附属機関の属する執行機関等が定める旨を規定。